

ID: 269

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の新設等の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町農業集落排水処理施設条例 第5条第1項		
例規番号	平成9年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (排水設備の新設等)</p> <p>第5条 排水設備を新設、増築又は改築(以下「新設等」という。)しようとする使用者は、あらかじめ管理者に申請し許可を受けなければならない。</p> <p>2 新設等の工事に要する費用は、当該工事申請者の負担とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日